

各位

車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

開催のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
安全衛生規則第151条の4で、事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業の指揮者を定め、作業計画に基づいた作業の指揮を行わせなければならないと定められております。

- ① 車両系荷役運搬機械等とは、
- ② 貨物自動車(トラック)、フォークリフト、
- ③ フォークローダ、ショベルローダ、ストラドルキャリア
- ④ 不整地運搬車、構内運搬車です。

作業指揮者に選任された方には、
標題の教育をすることになっています。

教育は、事業者が事業場で自ら(または会社の経験者)が実施すれば法的には問題ありませんが、厚生労働省の教育指針に基づいたカリキュラムに沿った内容の教育が困難な場合は、この機会にぜひ受講をされますようご案内します。

車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

日 時 令和8年7月24日(金) 8:30~16:30

場 所 三重県トラック協会研修センター

〒514-0003 三重県津市桜橋三丁目53-11 TEL:059-225-0356

対象者 フォークリフト・トラックを使用する作業場の責任者、または従業員
車両系荷役運搬機械等作業指揮者に選任された方

受講料 **¥8,500** (うち消費税¥772) 受講料¥6,575・テキスト代¥1,925

定 員 50名 定員になり次第〆切

講習科目・時間	①作業指揮者等の職務	1.5 時間
	②車両系荷役運搬機械等による作業	3.5 時間
	③異常時等における措置と災害事例	1 時間
	④関係法令	1 時間



申し込み方法

申込書は陸災防三重県支部へ下記の要領でお申込み下さい。

- 1) 申込書を持参、郵送または、ファックスで送って下さい。
- 2) 受講料は、お申込みから1週間以内にお支払い下さい。
- 3) 申込書・受講料の入金を確認後、講習日7日前までに受講票を送ります。

申込み先

陸災防三重県支部 (略称) FAX 059-213-6554

(陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部)

〒514-0003 津市桜橋3丁目53-11 TEL 059-225-0356

【振込先】 百五銀行 津駅前支店 普通 No.450609

陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部 (リクジヨウカモツウンソウジギョウロウトウサイガイホウシキョウカイレキケンシブ)

車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 申込書

フリガナ 事業所名			
所在地	〒		
電話番号		ご担当者名	
ファックス			

受講者名

氏名	ふりがな	生年月日	性別
		昭和 平成年 月 日	
		昭和 平成年 月 日	
		昭和 平成年 月 日	
		昭和 平成年 月 日	
		昭和 平成年 月 日	

テキスト等準備の都合上キャンセルは10日前まで可能です。
その後のキャンセルは欠席扱いとし講習費用を返金致しません。受講者の変更は前日まで受け付け
ます。
入金確認後開始日の7日前までに受講票を送付します。

※事務処理欄 記入不要

入金日	令和 年 月 日	入金先	百五 現金	領収 番号
入金額	円	人数		